

表 3.2-43(1) 各自治体における特定建設作業の振動に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域のうち学校・病院等の敷地の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
柏市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田、谷中及び町田の全部の地域並びに字遠上、上天神町、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音の全部の地域並びに字篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畠割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮の内、四本榎、荒屋敷、寺山、上沼、下沼、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前及び本願寺の全部の地域並びに字一ツ木台、廻り作台、新屋敷、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字水戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字名戸ケ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前及び山越の全部の地域並びに字中久保、表津、中山越及び堀込の一部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ケ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稻荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、坊山、門前、平松及び上向根の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿烟、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中、鶴巻及び葉貫台の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山及び庚申前の全部の地域並びに字宮田島、小山、八町歩及び野沢の一部の地域、大字南増尾字南割の一部の地域並びに大字酒井根字大清水の全部の地域並びに字堀込、西山、長作、庚申前、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の一部の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域のうち学校及び病院等の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	—
八千代市	第1種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域のうち、大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	その他の地域	工業地域を除く第一種区域等以外の地域(工業専用地域を除く)
	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第2号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域

市川市告示第131号 平成24年4月1日

船橋市告示第71号 平成21年3月10日

松戸市告示第200号 平成25年4月12日

柏市告示第78号 平成20年3月31日

八千代市告示第110号 平成24年3月30日

鎌ヶ谷市告示第28号 平成24年4月1日

表 3.2-43(2) 各自治体における特定建設作業の振動に係る地域の区域区分

市名	区域区分	指定区域
印西市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	近隣商業区域、商業地域及び準工業地域
白井市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第一号区域以外の区域第1号区域以外の区域

印西市告示第37号 平成24年3月30日

白井市告示第42号 平成24年3月30日

特定建設作業の振動は各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」で規制されており、規制基準は表 3.2-44(1)に、規制対象作業は表 3.2-44(2)～(3)に、規制地域は表 3.2-44(4)に示すとおりです。

表 3.2-44(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準

規制項目 市名	敷地境界における 振動の大きさ	作業ができない 時間	1日あたりの 作業時間	同一場所に おける作業時間	日曜・祝日に おける作業時間
船橋市	第一号 区域	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間以内	連続6日以内	禁止
		午後10時から 翌日午前6時まで	14時間以内		
市川市	75 デシベル	午後7時から 翌日午前7時まで	10時間以内		
松戸市					
柏市					
八千代市					
鎌ヶ谷市					
印西市					
白井市					

市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号

船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号

松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号

柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号

八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26号

鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号

印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号

白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号

表 3.2-44(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準
(規制対象作業) (1/2)

市名	作業の種類
市川市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業^{注)} 5. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 6. アースドリルを使用する作業 7. アースオーバーを使用する作業
船橋市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業^{注)} 5. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業
松戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業^{注)} 5. ブルドーザー、トラクターショベル及びバックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業
柏市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 削岩機を使用する作業^{注)} 3. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する場合を除く。） 4. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 5. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 6. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業
八千代市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 5. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業^{注)} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業

市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号、市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号
船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号、船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号

松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号、松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号、柏市環境保全条例施行規則 平成13年12月27日規則第79号

八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26条、八千代市公害防止条例施行規則 昭和47年11月29日規則第43号

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-44(3) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準
(規制対象作業) (2/2)

市名	作業の種類
鎌ヶ谷市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 5. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業
印西市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 5. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業
白井市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 5. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 6. ブルトーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業

鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号、鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号
印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号、印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号
白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号 白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号
注) 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 3.2-44(4) 各自治体の条例に基づく特定建設作業の振動に係る規制基準
(規制対象地域)

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は、除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前期の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約80メートル以内の区域	
白井市	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外で学校・病院等の敷地の周囲80メートル以内の区域	

市川市環境保全条例 平成10年7月3日条例第31号、市川市環境保全条例施行規則 平成10年10月14日規則第59号
船橋市環境保全条例 平成14年12月27日条例第57号、船橋市環境保全条例施行規則 平成15年2月28日規則第4号
松戸市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第14号、松戸市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第26号

柏市環境保全条例 平成13年9月28日条例第32号

八千代市公害防止条例 昭和47年4月1日条例第26条

鎌ヶ谷市公害防止条例 昭和47年10月5日条例第34号、鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則 昭和48年3月15日規則第3号

印西市環境保全条例 平成11年3月19日条例第3号、印西市環境保全条例施行規則 平成11年9月29日規則第35号

白井市公害防止条例 昭和46年12月22日条例第23号 白井市公害防止条例施行規則 昭和47年4月20日規則第1号

注) 病院・学校等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう

3.2.8 その他の事項

1) 廃棄物の処理及び施設の状況

事業実施想定区域及びその周囲における 8 自治体のごみ処理の状況は、表 3.2-45 に示すとおりです。年間のごみ収集量が最も多いのは船橋市で 209,671t、最も少ないのは白井市で 18,992t となっています。

また、事業実施想定区域及びその周囲の 8 自治体における産業廃棄物処理業者のうち、中間処理業者の状況は表 3.2-46 に示すとおりです。なお、最終処分業者の施設は、事業実施想定区域及びその周囲における 8 自治体には位置していません。

表 3.2-45 ゴミ処理の状況

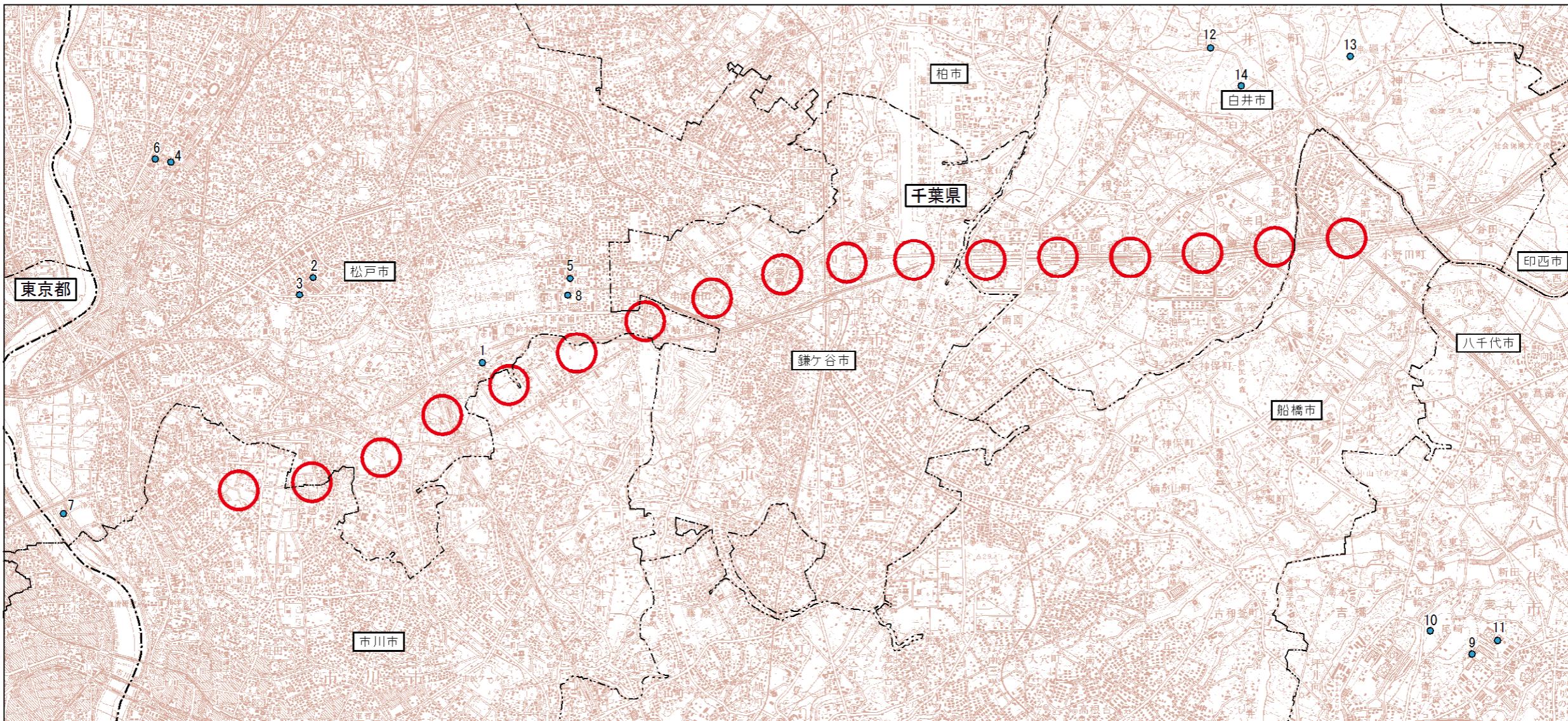
市名	総人口 (人)	排出源別ごみ量 (t)			
		合計	生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収量
市川市	476,285	141,834	104,811	32,438	4,585
船橋市	626,166	209,671	139,146	52,170	18,355
松戸市	489,176	151,008	93,928	37,915	19,165
柏市	408,787	128,947	92,169	36,778	408,787
八千代市	194,963	56,970	42,484	12,353	2,133
鎌ヶ谷市	109,483	32,819	24,698	7,024	1,097
印西市	94,800	31,066	22,366	6,733	1,967
白井市	63,072	18,992	14,200	4,792	63,072

出典：「平成27年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について」
(更新日：平成29年8月1日 千葉県ホームページ)

表 3.2-46 中間処理業者の施設一覧

市名	No.	業者名	施設の設置場所
松戸市	1	開発化学工業(株)	松戸市紙敷 3-12-1 外
	2	武藏野金属(株)	松戸市稔台 5-13-2
	3	(有)スズキサービス	松戸市稔台 5-15-17 外
	4	(株)イサカエンタープライズ	松戸市上本郷字押堀 85-1 外 松戸市上本郷字押堀 90-1 外
	5	石建商事(株)	松戸市松飛台字中原 286-17
	6	(株)アンカーネットワークサービス	松戸市南花島字向日町 313-1
	7	江戸川ウォーターサービス(株)	松戸市下矢切字立野 1342-1 の一部
	8	豊島硝子(株)	松戸市松飛台字中原 417-2 外
八千代市	9	(株)ハセガワ	八千代市吉橋字津金ト 21-1 外 八千代市大和田新田 707-2 外
	10	梶山産業(株)	八千代市大和田新田字平作 845-1 外
	11	リファインバース(株)	八千代市大和田新田字津金向 672-4
白井市	12	(株)フジコー	白井市折立字前原 32-8 外 白井市折立字横堀 31-1 外 白井市折立字前原 99 番 1 の一部
	13	(株)丸幸	白井市神々廻字大木戸 1664 番 1 外
	14	(有)京葉総業	白井市根 13-1 外

出典：「中間処理業者の施設一覧」(平成28年4月1日現在 千葉県ホームページ)



凡 例

記号	名 称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

- 中間処理業者の施設位置

A small black compass rose icon with the letter 'N' at the top, positioned in the bottom right corner of the slide.

1 : 62,500

A horizontal number line starting at 0 and ending at 5000. The line is marked with major tick marks at intervals of 1000, labeled as 0, 1000, 2000, 3000, 4000, and 5000. There are also minor tick marks between each major label.

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（更新日：平成29年7月21日 千葉県ホームページ）

図 3.2-20 廃棄物処理業者 所在地図

2) 土地区画整理事業の状況

事業実施想定区域及びその周囲における 8 自治体の土地区画整理事業は、表 3.2-47 に示すとおりです。

事業実施想定区域及びその周囲における 8 自治体では、松戸市、柏市、八千代市で土地区画整理事業を行っています。

表 3.2-47 土地区画整理事業の実施区域

都市名	地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
松戸市	秋山	組合	38.1	S63～H33
柏市	高柳駅西側	組合	15.7	H9～H28
八千代市	西八千代北部	都市再生機構	140.5	H13～H33

出典：「土地区画整理事業地区別一覧表（平成28年4月30日現在）」

（更新日：平成29年1月24日、千葉県ホームページ）

3) 公害苦情の状況

事業実施想定区域及びその周囲の 8 自治体における平成 27 年度の公害苦情件数の状況は、表 3.2-48 に示すとおりです。

平成 27 年度の苦情件数で最も多い典型七公害は、市川市、松戸市では騒音、船橋市、八千代市では悪臭、柏市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市では大気汚染となっています。

表 3.2-48 公害苦情件数の状況（平成27年度）

項目 市名	典型七公害							その他	合計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壤 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
市 川 市	20	—	—	195	23	—	58	8	304
船 橋 市	16	—	—	5	—	—	17	25	63
松 戸 市	63	—	—	100	13	—	22	—	198
柏 市	83	8	—	61	9	—	30	—	191
八 千 代 市	3	3	—	16	8	—	60	—	90
鎌ヶ谷市	39	—	—	5	2	—	—	58	104
印 西 市	35	2	—	12	2	—	7	55	113
白 井 市	44	2	—	31	15	1	13	9	115

出典：「平成27年版公害苦情調査結果報告書」（平成28年12月、千葉県環境生活部）

